

平成20年度地域ICT利活用モデル構築事業 成果報告書

実施団体名

栃木県那須烏山市

代表団体名

那須烏山市長 大谷 範雄

事業名称

3世代の絆再生による暮らし安心ネットワーク構築プロジェクト（通称：きずなプロジェクト）

1. 事業実施概要

児童の登下校時における安全安心を確保するため、GPS と携帯電話端末を利用しスクールバスへの乗降車情報や運行情報、徒歩通学児童の下校情報を児童保護者だけでなく、市から携帯電話を貸与された防犯ボランティア等にメール配信することにより、地域一体となった児童見守りを行う。

高齢者の健康状態を確認するため、児童見守りと連携し、市から貸与した携帯電話の万歩計機能を活用した健康確認システムを構築。定期的な健康指導と安否確認を行い、高齢者の自立した生活を支援する。また、歩数をポイント化し市内温泉施設への無料招待へ還元し、社会参画を促す。

児童見守りや健康確認システムで利用している携帯電話と連携した緊急情報通知システムを構築することにより、防災行政無線の補完を検証する。

2. 目標の進捗状況

指標	目標値	現状の数値	期末の達成見込み	計測方法・出展等
GPS 車載スクールバス数	4 台	4 台	○	烏小スクールバスGPS 車載機設置台数
IC カードを配布する児童数	270 人	279 人	○	スクールバス乗車証交付申請数
キッズケイタイ貸与台数	20 台	20 台	○	徒歩集団下校モデル班
下校情報のメール通知登録者数（保護者等）	1,250 人	417 人	×	バスタッチメール配信システム登録者数
下校情報のメール通知登録者数（防犯ボランティア等）	120 人	65 人	×	携帯電話貸与者数＋新規登録者数
子どもの安全安心対策への満足度	61.5%	74.7%	○	計測：アンケート調査 出典：市総合計画指標
ボランティア団体への参加割合	5.2%	5.8%	○	計測：アンケート調査 出典：市総合計画指標
高齢者が活躍できる環境が整っていると思う人の割合	63.1%	72.7%	○	計測：アンケート調査 出典：市総合計画指標
高齢者の自立支援体制の満足度	61.3%	80.5%	○	計測：アンケート調査 出典：市総合計画指標
携帯電話を活用した歩数自動送信機能の利用者数	120 人	65 人	×	携帯電話貸与者数＋新規登録者数

3. 達成見込みが△又は×の場合はその理由

■下校情報のメール通知登録者数（保護者等）

計画策定時点での目標値設定に際しては、烏山小学校児童数 625 名に対して 2.5 名（両親＋祖父母等）の登録を想定し 80%の歩留まりを考慮して 1,250 人とした。しかしながら、児童数を単純母数とすることは兄弟等の複数児童を持つ家庭もあることから適切ではなかった。

中間報告時においても報告したように、複数児童を持つ家庭も考慮された P T A 会員数を母数とする形が適切であることから、翌年度は目標値の変更を検討している。また、核家族化の進展や片親世帯も予想を上回り、現時点での児童一人当たりのメール通知登録者数は 1.5 名である。加えて、システムの稼働前に実施した保護者アンケート（回収率 80%）の結果、メールを利用できない等の回答を寄せる保護者も 5%程度いることから、歩留まりも 80%を下回ると想定しておくことが妥当であると思われる。

このようなことから、来年度目標設定を含めて母数を P T A 会員数とし、児童一人当たりのメール通知登録者数を 1.5 名、歩留まり率を 75%に目標値を修正する考えである。こうした考え方に立って今年度目標値を再計算すると、 $457 \text{人} \times 1.5 \text{人} \times 75\% = 514 \text{人}$ となる。

なお、保護者への再周知を行うことにより、平成 21 年 3 月末日における下校情報のメール通知登録者数は 417 人となり、中間報告書の提出時点と比較し 111 人増加した。しかし、システム稼働後に実施した保護者アンケート（回収率 75.7%）の結果、P T A 会員数 457 人の約 3 割がメール通知未登録であることが明らかとなった。平成 21 年度は、全徒歩児童にも IC カードを交付することとしていることから、更なる周知による登録のお願いをすることにより、登録者増を目指すこととしている。

■下校情報のメール通知登録者数（防犯ボランティア等）

市で導入した本プロジェクト検証用の携帯電話（70 台）について、防犯ボランティア団体として活躍いただいている自警団や民生委員に貸与のうえ、児童の下校時における見守りに参加いただいた。計画策定時点での目標値設定に際しては、携帯電話貸与者 70 人の外、既に個人で携帯電話を所有する市民 50 人程度の参加を見込んでいた。しかし、予想以上に古い機種 of 携帯電話が利用されており、万歩計機能を有しかつ自動送信機能が付いた携帯電話の普及が低い状況であることが明らかとなり、年度内の目標達成は困難な状況となった。

平成 21 年度は、対象エリアがモデル校として指定された烏山小学校区から市内全域に拡大することから、より多くの防犯ボランティアの参加が求められる。そこで、本プロジェクトに参加する際に発生する経費（携帯電話の購入費及び設定費等）の一部を市が助成することにより、多くの防犯ボランティアに児童見守りに参加いただくことで計画している。

■携帯電話を活用した歩数自動送信機能の利用者数

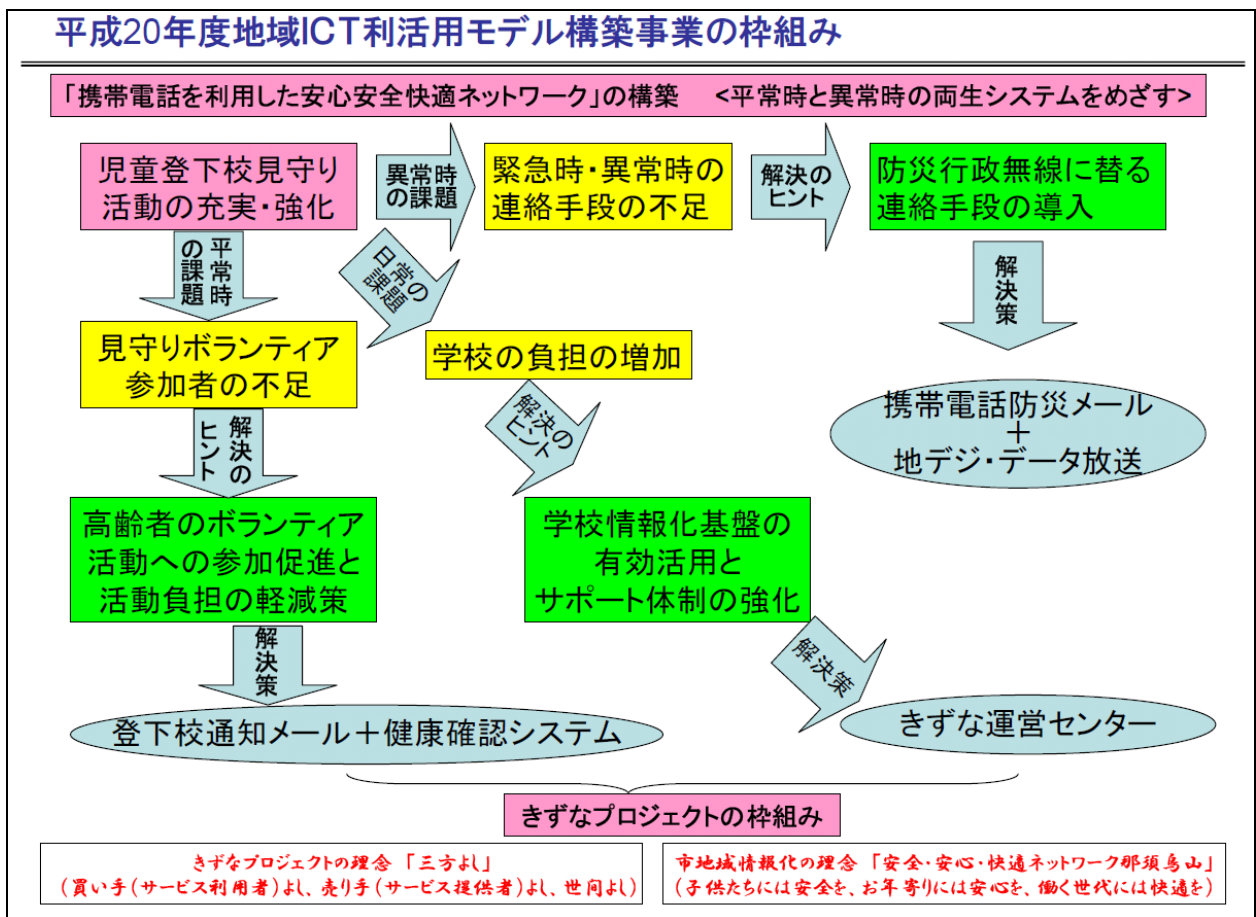
下校情報のメール通知登録者数（防犯ボランティア）と同等数を目標値として設定したが、携帯電話の機能不足という同様の理由により年度内の目標達成は困難な状況となった。本プロジェクトに参加する際に発生する経費（携帯電話の購入費及び設定費等）の一部を市が助成することにより、防犯ボランティアに参加しつつ、健康づくりに寄与いただける市民の増加を目指すこととしている。

<委託業務説明書>

1 平成20年度事業実施において明らかとなった課題

本年度事業の基本的な枠組みとして、市地域情報化計画に掲げる「いつでも、どこでも、誰でも、必要な情報サービスを手軽に選択、利用できる社会の実現」に向けて、「携帯電話を利用した安心安全快適ネットワークの構築」を通じて、<平常時と異常時（緊急事態発生・障害発生時）の両生システムをめざす>ために、下図のような枠組みを持って取組んだ。

すなわち、「児童登下校見守り活動の充実・強化」を起点として、平常時、異常時、日常の主要課題を明らかにし、その解決のヒントを検討することにより、携帯電話を利用した安心安全快適ネットワークにより実現可能な方策を絞り込んだ取組みを行った。



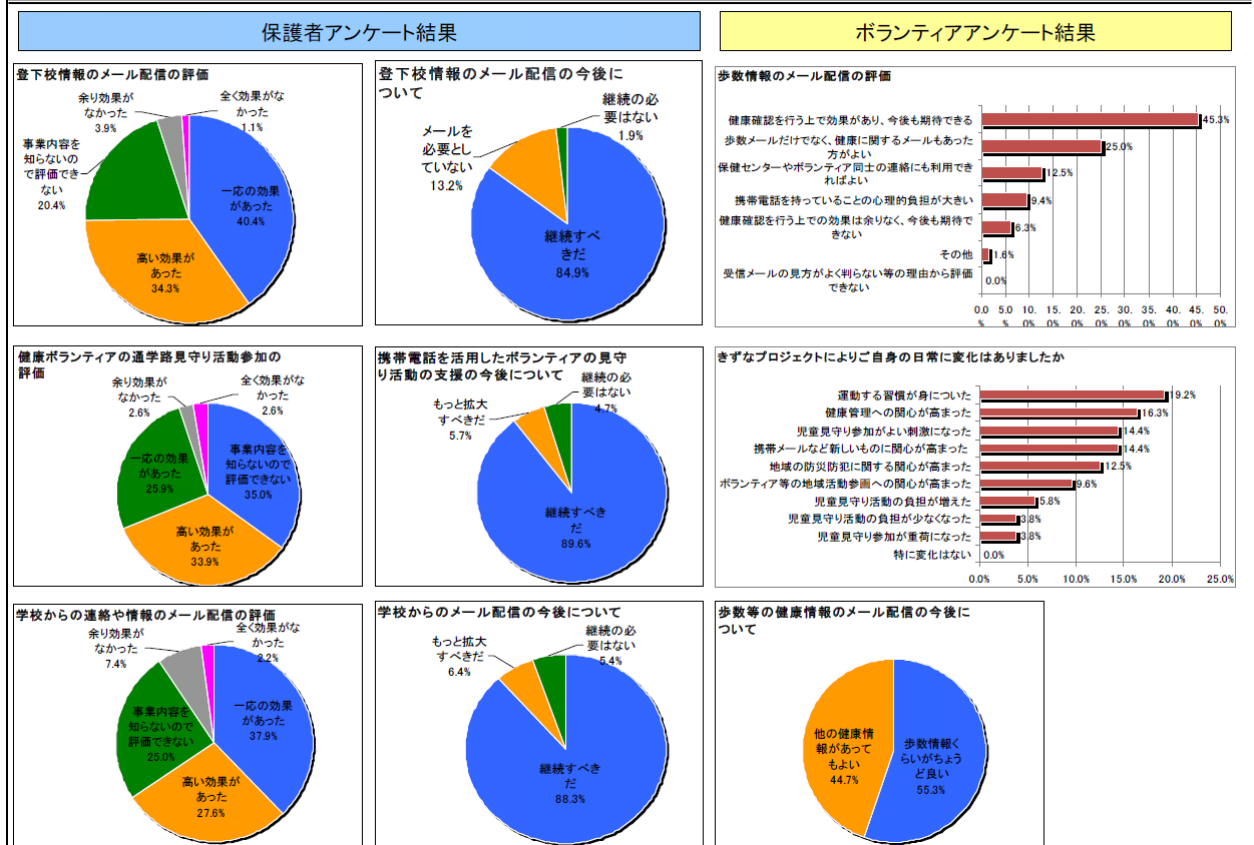
【平常時の主要課題と解決策】

- ・ 課題 … 保護者からは「通学路の見回り強化（専門の人員確保）」や「登下校のボランティアの強化拡充」の要望が高いが、専門人材確保は財政的な問題もありボランティア参加者も不足する現状にある。
- ・ 解決のヒント … リタイア世代のボランティア活動参加を促進するためには、気軽に参加でき参加者自身にも何らかのメリット感があればよいのでは。加えて、他の先進事例でも見守りボランティア活動の心理的負担の軽減が不可欠である。
- ・ 解決策 … 歩数計機能付携帯電話に着目し、市保健センターで健康増進のため運動習慣をアドバイスされているリタイア世代に、児童見守りを兼ねた日々のウォーキング参加を呼び

かけた。ボランティア参加者には、歩数メールによる健康確認のフォローと 30 万歩達成時には市運営温泉施設への入浴招待券贈呈により、費用対効果の高い手法でボランティア活動参加促進が実現できた。また、リタイア世代にとっても児童見守りという社会活動に参画することでの心理的満足度も高い。

保護者からの健康ボランティア見守り活動の効果に対する評価も高く、継続を要望する意見も多数であることから、市内全校への拡大を進める計画である。

(参考)システム稼働後アンケート調査結果 抜粋



【異常時の主要課題と解決策】

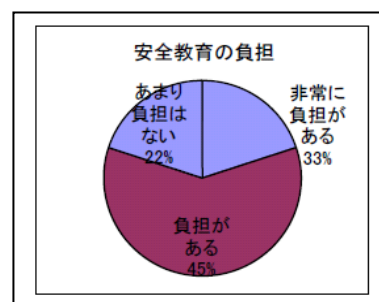
- 課題 … 異常事態への対応に関しては学校でも細心の注意を払っている。平成 20 年 7 月 17 日発生の不審者情報への対応に際しても、右図のように対処している。しかしながら、この図のように学校内での教職員による対応に限定され、地域の防犯ボランティアや保護者に対する緊急連絡手段の整備が不十分であるのが実態である。また、こうした緊急事態発生時に限らず、スクールバスが事故や交通渋滞等での障害時に遅延する際の連絡手段がなく、保護者からも登下校時刻の変更や不審者情報などをメール等で連絡することを望む意見が 8 割近くに達している。



- ・ 解決のヒント … 防災行政無線等に代わる連絡手段が求められている。すなわち、平常時にも登下校案内を行い、異常時には速やかに緊急連絡を伝達する、という方法を取る必要がある。そのために用いる手段としては、保護者世代においては携帯電話のメールを活用することが最も効果的である。また、来街者等への緊急連絡や、高齢者等への伝達手段も考慮する必要がある。
- ・ 解決策 … 保護者を主な対象として携帯電話メールを活用した同報システムの整備を行い、平常時と異常時の連絡網としての活用を図る。基本的なシステム構成としては、登下校通知メールを送信する上で、学校でのシステム操作上の負荷を最小限とする目的で児童に配布したICカードによるメール送信システムを開発した以外は、一般的なメールエイリアス機能を用い、スクールバス接近メールの送信についてはASPサービスを利用している。また、来街者等の同報システム非登録者を対象とする緊急通報手段も、ASPサービスであるエリアメールによる防災情報連絡手段を活用する。高齢者等への伝達手段としては、日常生活で最も馴染みの深いテレビの活用が有効なことから、地上デジタル放送開始によるデータ放送の活用を図る予定である。

【日常の主要課題と解決策】

- ・ 課題 … 児童見守りに関して、学校の負担が大きいとする教職員の割合は8割近い。また、安全教育以外にも学校現場で教職員に求められている日常的な業務の負担は大きい。したがって、これ以上学校の負担を増加させないことが求められている。
- ・ 解決のヒント … 学校での校務情報化推進が全国的にも求められており、市においても学校情報化基盤整備を積極的に図ってきた。こうした学校情報化基盤を有効に活用するために、年間400時間を超える教育情報化支援スタッフ派遣活動を市独自の取組みとして長年にわたり進めてきた。こうしたサポート体制の強化が学校への負担増加対策として不可欠である。
- ・ 解決策 … 本プロジェクトのテーマである自律的運営主体としての可能性を計る母体となる「きずな運営センター」に児童見守り活動のサポートとともに、校務情報化を支援する役割を担う取組みを行う。



プロジェクトを通じたモデル運用により論点・課題を抽出し解決策を検討したところ、以下のとおり改善結果・効果を得ることができた。

(1) 携帯電話を利用した安心安全快適ネットワークの構築 <平常時と異常時の両生システムをめざす>

- ① 携帯電話の利用とASP・Saas型サービスを組み合わせることの効果は大きい。
 - a 携帯電話利用は有効 … 携帯電話そのものは利用者（住民）自らが導入負担することになり、行政側の財政負担は小さく主に情報弱者への対応が主眼となる。今回の取組みにおいて、携帯電話になじみの薄いリタイア世代や一人暮らし高齢者に携帯電話を貸与したが、当初の心

理的抵抗感は大きいものの、携帯電話そのものに関する潜在的な関心が高いことは、貸与説明会での質疑や訪問時のヒアリングで強く感じられた。また、きずな運営センターでの操作説明や問題等が生じた際のコールセンター的役割や駆け込み寺的機能が安心感を生んで導入後の拒否感は少なく、携帯電話が情報弱者にも有効であることが確認できた。

- b ASP・SaaS型サービスで基本機能は十分 … 「地方公共団体ASP・SaaS活用推進会議第一次中間報告」にもその利用の意義が示されているが、本プロジェクトで取組んだような「児童見守り活動及び見守りボランティア活動の支援」といった地方公共団体での主要業務ではない周辺の業務、ないしはフロントオフィス業務やバックオフィス業務のBPRに向けた契機となるようなシステム化においては、ASP・SaaS利用の特長とされる「利便性」「効率化」「経済性」「セキュリティ」の面で有効である。今回の取組みのように、基本機能はASP・SaaS型サービスでカバーし、必要不可欠な機能のみ独自開発を行うことの有効性は高くトータルコストも軽減される。また、こうした独自開発機能も、他自治体においてもASP・SaaS型サービスと一体的に求められる可能性が高く、自律的運営に向けた自治体への展開が容易である。
- c きずな運営センターでのサポートは効果大 … きずな運営センターの機能は、ASP・SaaS型サービスを提供するシステム外注型の事業者としてではなく、システム化業務のアウトソーサ的な役割である。複数のASP・SaaS型サービスを連携して利用できるようにする中継機能を果たすものである。
- d 携帯電話メールアドレス管理 … 予想以上に利用者のフィルタリング等への対応が多かった。保護者アンケート結果では、登録アドレスで受信不能状態を解除できない率が3.7%に達している。きずな運営センターへの問合せも、大半が登録アドレスでの受信不能状態解除に関するものである。
- e ASP・SaaS型サービス間でのデータ連携 … 上記③に示す複数のASP・SaaS型サービスや既存システムとの連携中継機能とは、データ連携が円滑に行えるようにすることである。必ずしもシステム同士が直接接続していることだけをいうのではない。「地域情報プラットフォーム標準仕様」等を踏まえた対応が求められる。
- f きずな運営センターの位置づけ … 本プロジェクトが発展することにより、システム的にもLGWANに存在する各種行政事務サービスとの連携等が求められ可能性がある。その際、市としてきずな運営センターをどのような位置づけに置くか、官民協働の3セクかNPOか民間（指定管理者）か等の明確化が急務となっている。

②平常時のシステムは継続しやすいシンプルさが求められる。

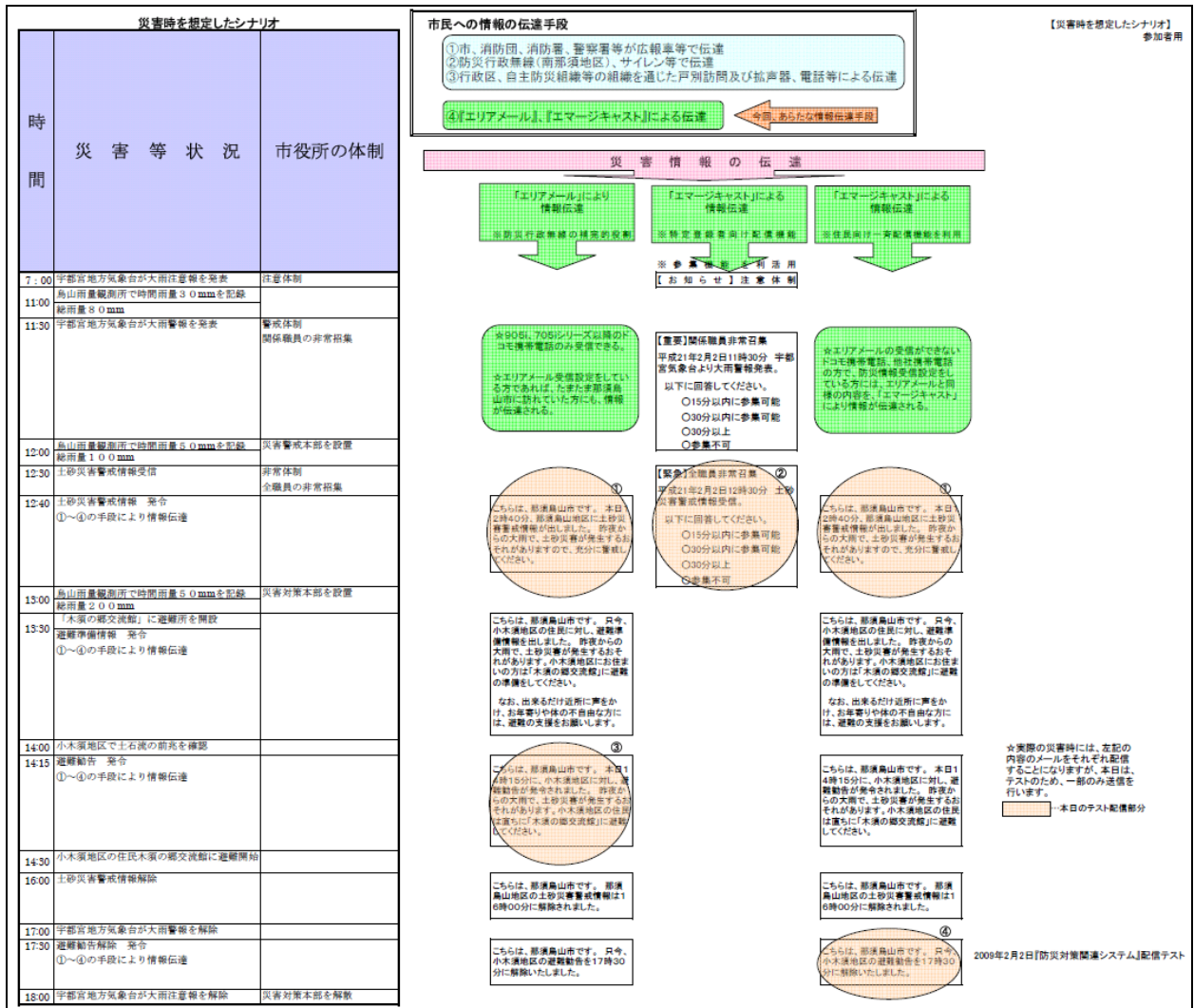
- a 登下校通知メール … 児童や先生がICカードをタッチしてメール送信できるシンプルさがシステムとしての最大の特徴である。先行事例の場合でもアクティブタグ型よりもパッシブタグ型の方が導入維持コストに優れており、全校児童が保有する形にすれば出欠管理や図書館管理システム等との連携による校務情報化ツールとして活用を図ることも可能となる。

- b バス接近メール … スクールバスがバス停に接近したことをメールで知らせる機能を持つA S P型サービスの導入を図った。路線バス等で運用実績のあるシステムであり全く問題なく導入運用できている。期間中は事故・渋滞等での遅延がなかったが、運行時間の変化を自動的に知らせる機能は有効である。
- c 健康確認メール … 歩数情報が日次・週次の定期情報として本人及び関係先に自動メール送信される。歩数計機能付携帯電話にも東海道五十三次等の仮想旅コースが設定されており、自動メール送信機能によりどこまで歩いたかなど知らせて励みにする機能を有しているが、ボランティア活動参加（その成果として入浴券贈呈）と保健指導者からの定期的な激励メールは評価する声が多い。
- d エマージェンシキャスト … 緊急情報連絡のためのA S P型サービスであるが、平常時に住民向け一斉連絡にも活用できることから、行政情報連絡ツールとしても活用することを検討した。こうした活用による費用対効果の改善も図れることから、庁内地域情報化推進検討会でも議論を重ねた上で、活用の目途がつけられた。
- e 登下校通知メールの継続課題 … I Cカードに関して、児童のカード忘れ・紛失が予想を超えて配布数の約1割に達し、学校との間でも対応策が急務の課題となっている。地域性として公共交通利用や乗車に際してスイカ等の利用経験がないこともあって、カード等を保持・提示することの習慣がないことが原因であるが、カードの全児童配布と利用範囲拡大によりカードを保有する意識付けを図る方向で対応を検討している。また、現在の学校での指導方針では登下校時に名札等の個人を特定される情報は表示させないことになっており、個人情報保護の観点からもカード紛失に伴う変更情報登録作業等きずな運営センターの果たす役割は大きい。
- f バス接近メールの継続課題 … 小学校区内では学校出発時から最終バス停まで約20分程度と走行距離が短く、バス接近メールの導入効果が薄いことが判明した。しかしながら、今回の取組みによりデマンド交通での活用の有効性が検証されたことから、引続き市営バス等での継続実験を行うことで将来的な市公共交通の在り方を検証していく。
- g 健康確認メールの継続課題 … 高齢者への携帯電話操作説明には予想以上の手間がかかることが確認できた。しかしながら、手間をかけて説明することで高齢者の携帯電話への拒否感も予想よりは少ないことも確認できた。こうしたことから、携帯電話販売店等での操作説明では十分ではなく、きずな運営センターでの継続的なフォローが重要な役割を担うことになる。
- h エマージェンシキャストの継続課題 … 本A S P型サービスにおけるシステム的な制約から、現実的な運用に際しては大きな課題になったが、運用負担を軽減する役割をきずな運営センターが担うことで解消される見通しである。

③異常時のシステムは運用ルールが決め手になる。

- a 児童見守りシステム … 学校や地域で緊急時・異常時に際して情報連絡・共有を行うために、携帯電話活用を前提とした仕組みづくりを再構築する必要がある。特に、高いレベルでの可用性を維持しておくためには平常時を含めたきずな運営センターでの運用体制が有効であることから、全市的に取組む仕組みづくりの目途がたった。

- b 健康確認・高齢者見守りシステム … 歩数計機能付き携帯電話等に標準装備されている緊急通報機能の活用を目論んでいたが、緊急通報を受信し対応を図る受け皿が不可欠なことから具体的な実施には踏み切れなかった。既に一人暮らし高齢者向けには在宅用緊急通報サービスを導入配備しているが、外出時等を含めた携帯電話緊急通報の有効性は明らかである。きずな運営センターが一次コール受付を行うことで有効活用の目途がたった。
- c 防災連絡システム … A S P型サービスのエマージェンシーキャストとエリアメールを組合せた携帯電話を活用した防災連絡システムの仕組みづくりに目途がたてられた。(右図「災害時を想定した防災連絡システム活用シナリオ」参照)
- d 児童見守りシステムの継続課題 … 緊急時や異常時の情報連絡・共有の対応ルールの認識共有が不可欠であり、今後に関係者間で運用ルールづくりを行うことが課題である。幸いなことに本プロジェクト運用期間中に緊急事態や異常事態の発生はなかったが、防犯ボランティアの協力により不審車両情報がきずな運営センターに寄せられたことがあった。その際には、関係部門と協議の上、ボランティア携帯電話にメール連絡を行うことで対処したが、「災害時を想定した防災連絡システム活用シナリオ」のような運用ルールづくりが重要となる。
- e 健康確認・高齢者見守りシステムの継続課題 … 民生委員等の地域の関係部門・キーパーソンとの連携の仕組みづくりが課題であることから、携帯電話貸与者に民生委員等を追加的に加えて取組みを進めている。今後、安全安心情報共有システム等の導入も計画していることから携帯電話を活用した高齢者等見守りシステムの運用ルールを明確にしていくことが重要となってくる。
- f 防災連絡システムの継続課題 … 市地域防災計画において定められている行政内部の運用や住民との連絡のルールとの整合化を図っていく必要がある。特に、高いレベルでの可用性を維持しておくためには平常時を含めたきずな運営センターでの役割が重要となってくる。



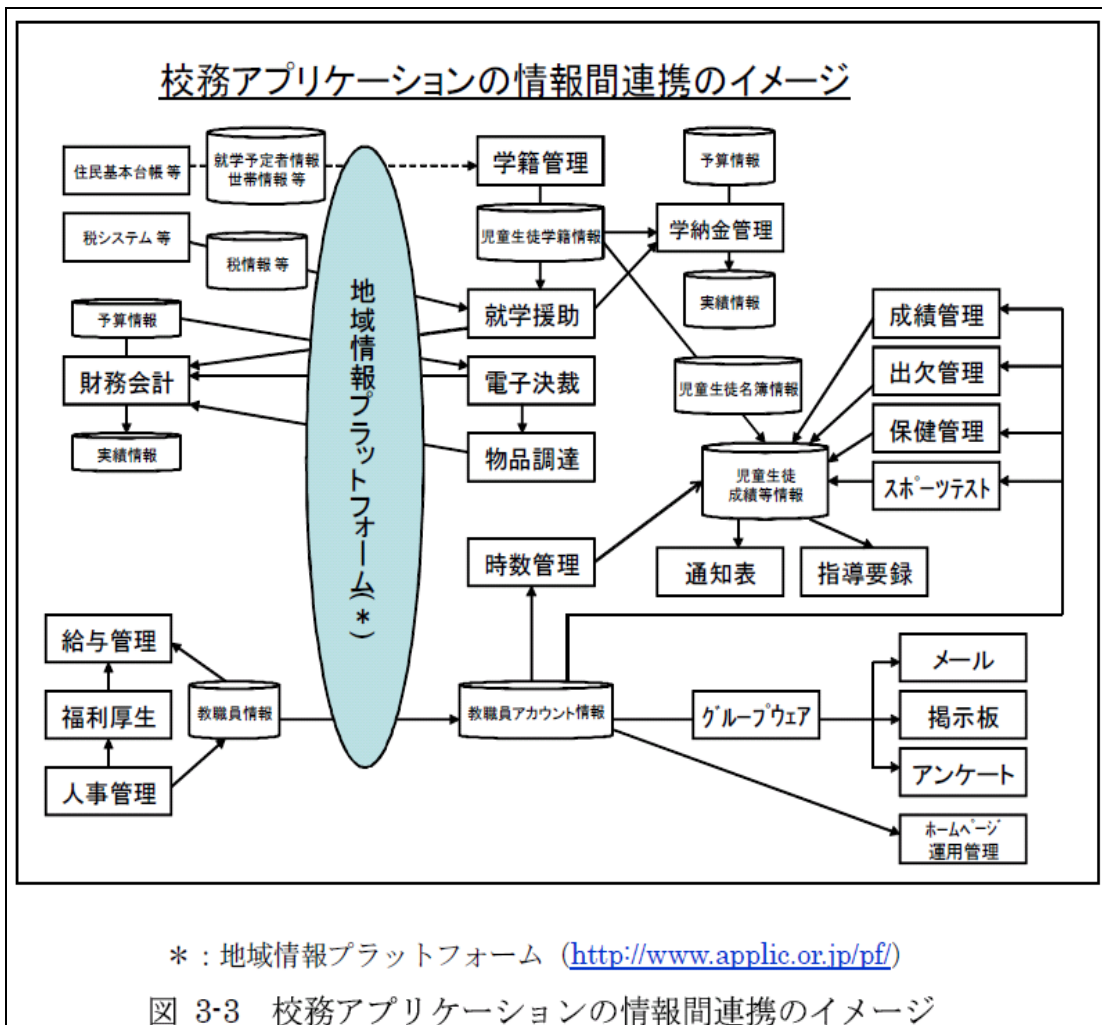
(2) 自律的運用基盤としての「きずな運営センター」の設立

<エージェントとマッシュアップの両立機能をめざす>

①行政サービス代行機能(エージェント)の見込みは高い。

- a 児童見守りシステム … メールシステムの導入・運用・情報セキュリティ管理の面で、教育委員会や学校等での負荷軽減の面からもエージェント機能は有効である。先行する他自治体での運用状況からもエージェント機能がないために、サービスを継続できないケースが出てきている。
- b 健康確認システム … 歩数情報の一次データ利用促進の面では(1)－②－c項で述べたように、関係者からの評価も高い。さらに、健康指導の面で活用を図る二次データ利用に関しても、市健康福祉課と協議を継続し、現場に密着した効果的なシステム支援を進めている。
- c 高齢者見守りシステム … 緊急通報、操作支援のコールセンター的役割をきずな運営センターが担うことでエージェントとして機能している。携帯電話に利用者が要望する緊急通報先を設定・変更することや一次コールを受付けて親族や民生委員等の関係者に中継連絡することなど、現時点でも可能なことを行っているが、それだけでも有効性は高い。

- d 防災システム … 既存システムや導入システムのCSVデータのインポート・エクスポート作業や各種データ等の登録・設定・運用等に関する日常的なシステムサポートのニーズは高い。
- e 学校の校務情報化支援の面での継続課題 … 児童基本情報を整備し各種システム間でのデータ連携を図る仕組みづくり、すなわち校務情報化の支援に対する潜在的ニーズが高い。地域情報プラットフォームでの検討を参考にして、烏山小学校をモデルとした市内全校での標準化を図る取組みを進める考えであるが、こうしたニーズは他自治体でも同様と思われることから、きずな運営センターの校務情報化支援のエージェント機能は自律的運営の基盤のひとつに位置づけられる。



- f 健康情報の活用支援の面での継続課題 … 歩数情報の一次データを加工分析して二次利用する仕組みづくりを、市健康福祉課と協議して進めている。今後も、市健康福祉課との連携を強化し、地域医療機関や保健機関等ともシステム連携が円滑に推進できるような支援を検討することで、エージェント機能の強化策を図る。
- g 高齢者等の携帯電話利用支援の面での継続課題 … 高齢者等の情報弱者に対する携帯電話への抵抗感をなくし楽しく便利に使えるにする支援体制を充実することが、携帯電話を基盤とする地域情報化推進には不可欠である。ただし、各通信事業者から続々と市場投入される携

携帯電話そのものの機能を理解し操作指導の支援を行うことは不可能であることから、地域の携帯電話販売店等との連携を強化していく必要がある。

- h 高齢者等の見守り機能強化の面での継続課題 … 見守り活動を事業として行うためには、24 時間年中無休のコール受付体制と警察・消防や医療機関、地域包括支援センター等のバックヤードとなる関係機関との連携体制を整備する必要がある。当面は一次コール受付対応のみ限定することで対応は可能であるが、将来の事業基盤とするためには体制整備が不可欠である。
- i 防災システムの平常時利用の面での継続課題 … 防災システムの平常時利用に行政情報の提供を計画している。防災システム運用の仕組みと行政情報提供の運用の仕組みとは異なる面があり、すでに学校情報提供の仕組みとして教育委員会では「なすからあゆみネット」で学校ブログシステムを運用している。また、行政情報提供に関してもCMS導入によりメールマガジンサービス提供も予定している。こうしたシステムとの円滑な連携を図るために、きずな運営センターが求められるエージェント機能が何かを検証する必要がある。

②システム連携機能（マッシュアップ）が不可欠である。

- a 児童見守りシステム … 児童基本情報を各システムで活用するために、メール同報システムでの管理情報を中継点として登下校通知メール（バスタッチシステム）・バス接近メール（バスロケシステム）とのデータ連携を図ったことが、ASP型サービス利用に際して有効に機能した。
- b 健康確認システム … 歩数情報の自動判別機能により、健康確認だけでなく安否確認や高齢者見守りに活用できることが検証され、システムに高い価値が付け加わった。
- c 児童見守りシステムの継続課題 … 学校情報化基盤の上で整備された校務情報化各種システムとの連携を図ることが求められている。次年度に継続した取組みを行う。
- d 健康確認システムの継続課題 … 特定健康診断・指導の仕組みや通信事業者が計画するウェルネスプラットフォームとのシステム連携が、自律的運営基盤としての大きな可能性を持つことから、次年度に継続した取組みを行う。
- e 高齢者見守りシステムの継続課題 … 見守り情報データベースを構築して運用を行うことの有効性が、他自治体先行事例として示されていることから、次年度に継続した取組みを行う。
- f 防災システムの継続課題 … 防災行政無線に替る防災システムとして、携帯電話での防災連絡の補完を地上デジタル放送・データ放送で行う構想である。防災連絡のような緊急時に複数のメディア横断的な情報発信が必要となるシステムには、システム連携機能が不可欠であり、次年度に継続した取組みを行う。

③システム及び運用上の課題

- a メール通信の信頼性 … 登下校通知メール・バス接近メール・歩数情報メール等の様々なメールを利用したが、原因不明の遅延や端末での通信不良表示が幾つか発生している。これらの原因を究明し今後のサービス運用上に活かすことが求められる。

- b 児童のカード紛失・忘れ … カードの利用価値を増やし必要性を高める以外に有効な対策はないと言える。鳥山小学校をモデルにしたコストパフォーマンスに優れた付加価値向上策の取組みを検討している。
- c 情報セキュリティ対策 … 市情報セキュリティポリシーや各種ガイドラインに準拠した対応が求められており、後述するASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドラインを基にきずな運営センターの情報セキュリティポリシー策定を進める。
- d キッズケータイ … 文科省より示された「学校における携帯電話利用の指針」に対応するとともに、携帯電話安全教室等の取組みを通じて効果的な利用を検討する。



文部科学省
 MINISTRY OF EDUCATION,
 CULTURE, SPORTS,
 SCIENCE AND TECHNOLOGY
 (MEXT)

サイトマップ English

検索

[トップ](#) > [政策について](#) > [教育・通達](#) > [学校における携帯電話の取扱い等について\(通知\)](#)

学校における携帯電話の取扱い等について(通知)

20文科初第1156号
 平成21年1月30日

各都道府県教育委員会教育長殿
 各指定都市教育委員会教育長殿
 各都道府県知事殿
 各指定都市長殿
 附属学校を置く各国立大学法人学長殿

文部科学省初等中等教育局長
 金巻 越敏
 (印影印刷)

児童生徒の学校における携帯電話の取扱いに関する方針等については、「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の推進について(通知)」(平成20年7月25日付付20文科初第49号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知)により既に通知したところですが、今般の「学校における携帯電話等の取扱い等に関する調査」(20初児童第29号)の結果(別添参照)を踏まえて、学校及び教育委員会の取組の基本とすべき事項を示しましたので、貴職におかれては、下記事項に十分留意の上、関係部署、関係機関と連携しつつ、学校における携帯電話の取扱い、情報モラル教育の充実等について、これまでの施策や方針の検証・見直しを行うなど、各地域の実情に応じて更なる取組の充実を図るようお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるようご指導をお願いします。

記

1. 学校における携帯電話の取扱いについて
 学校及び教育委員会においては、学校における携帯電話の取扱いに関して、各学校や地域の実態を踏まえ、次に示す指針に沿って、基本的な指導方針を定め、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒へ指導を行っていくこと。

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1234695.htm

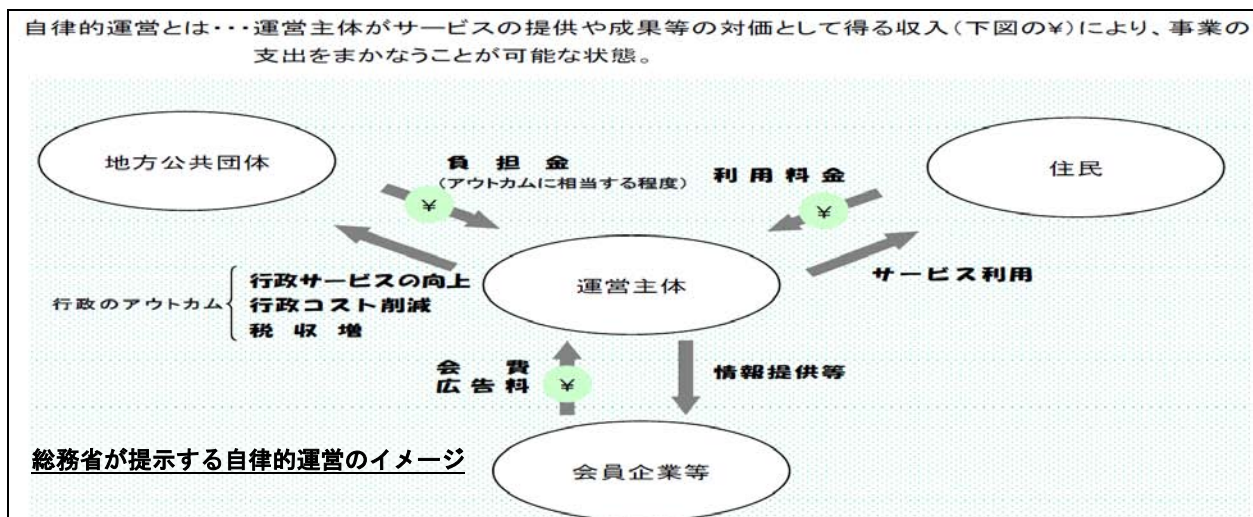
指導方針の作成及び実施に当たっては、あらかじめ児童生徒や保護者等に対し、指導方針と併せて携帯電話の学校への持込みの問題点について周知を行うなど、学校の取組に対する理解を得つつ、協力体制を構築すること。

- (1) 小学校及び中学校
 - 1 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、小・中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。
 - 2 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童生徒による携帯電話の学校への持込みの許可を申請させるなど、例外的に持込みを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。
- (2) 高等学校
 - 1 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、授業中の生徒による携帯電話の使用を禁止したり、学校内での生徒による携帯電話の使用を一律に禁止したりするなど、学校及び地域の実態を踏まえ、学校での教育活動に支障が生じないよう校内における生徒の携帯電話の使用を制限すべきであること。
 - 2 学校が学校及び地域の実態を踏まえて生徒による携帯電話の学校への持込みを禁止することも考えられること。

(3) 教育委員会
 教育委員会においては、各学校における携帯電話の取扱いが適切になされるよう、上記(1)及び(2)に関する基本的指導方針を定めて学校に対して示すなどして、所管の学校に対する指導を推進すること。

2. 学校における情報モラル教育の取組について
 学校への携帯電話の持込みの禁止や、使用禁止を行うことだけでは、児童生徒を「ネット上のいじめ」やインターネット上の違法・有害情報から守ることはできないことから、このような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考慮して行動することや有害情報への対応などの情報モラルをしっかりと教えることが重要であること。
 平成21年4月から小・中学校で一部先行実施される学習指導要領においても、縦割において各教科等の指導の中で「情報モラルを身に付ける」ことが明記されており、「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の推進について(通知)」(平成20年7月25日付付20文科初第49号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知)に示した点にも留意して、より一層情報モラル教育の充実に取り組むこと。
3. 「ネット上のいじめ」等に関する取組の推進について
 各学校及び教育委員会においては、上記の情報モラル教育の充実とともに、「いじめの問題への取組の推進について」(平成18年10月19日付付18文科初第711号初等中等教育局長通知)を踏まえ、「ネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組の更なる推進を進めていくこと。
 その際、各学校等において、「『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル(事例集(学校・教員向け))」(平成20年11月、文部科学省)なども活用すること。
4. 家庭や地域に対する働きかけについて
 「ネット上のいじめ」等は学校外でも行われており、学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要である。携帯電話を児童生徒に持たせるかどうかについては、まずは保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭において必要性を判断するとともに、携帯電話を持たせる場合には、家庭で携帯電話利用に関するルールづくりを行うなど、児童生徒の利用の状況を把握し、学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が児童生徒を見守る体制づくりを行う必要があること。
 学校・教育委員会等は、児童生徒を「ネット上のいじめ」や犯罪被害から守るために、引き続き、保護者を始めとする関係者に対し、効果的な説明の機会を捉えて携帯電話等を通じて有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を積極的にを行い、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進に努めること。

2 自律的・継続的運営の見込み



(1) きずな運営センターの自律的運営について

①サービスの提供等の対価として得る収入（自治体からの負担金・住民からの利用料金）の見込み【児童見守りシステム】

a 行政（教育委員会）からの収入の見込み

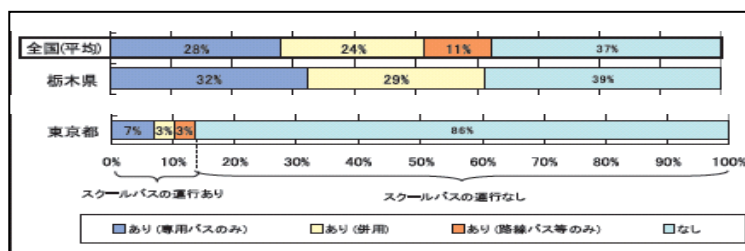
＜校務情報化に付帯するサービスとして行政サービスの向上や行政コスト削減の対価＞

(イ) 那須烏山市教育委員会では、従来より教育情報化サポート業務の外部委託を行ってきた。今後も、児童見守りシステムに関連する業務委託を教育情報化の校務サポートとして位置づけ、保護者・地域への情報発信方策の具体化として取組む検討を行っている。

その業務委託範囲（アウトカム）とアウトカムに相当する対価の程度をどのように設定するかを検討することにより、きずな運営センターの自律的運営のベースが明確にできるものと考えている。

(ロ) また、近隣自治体においても、今年度になってP社からのASP型「登下校メール通知サービス」提案の検討が行われた事例がある。その際には、メール登録者単価が月額300円ということでコスト面での想定を超える金額となり導入を見送ったようである。

今後の(イ)における価格設定次第では近隣自治体への展開の見込みは高いものと思われる。文科省調査によれば、栃木県内における「スクールバス運用形態別教育委員会数」は下図のとおりである。東京都や全国平均に比べて公共交通機関が少ないことから、専用・併用バスでの運行が中心である。これらのことから、31市町教委のうち専用・併用スクールバス運行を行う18教委（県内小学校数単純比算出数240校程度）が導入対象となる。

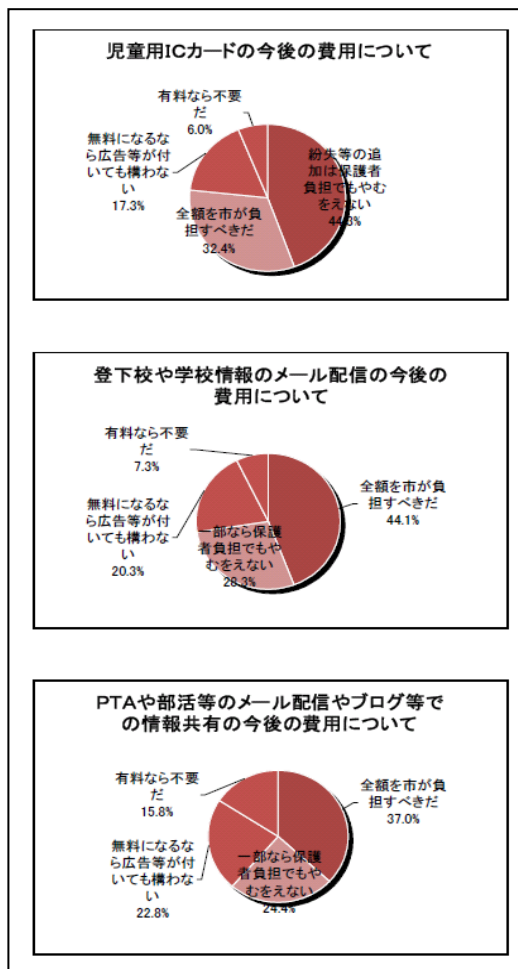


b 住民（保護者）からの収入の見込み

(イ) 全国的にもスクールバス運行費用の保護者負担は少数であることから、PTA会費等からの利用料金抛出が妥当と見なされるサービス提供ができるか否かが重要となる。しかしながら、児童見守りということの性質上、慎重な検討を要するものと判断される。

事後アンケートで費用負担の考え方を聞いた結果では、有料なら不要とする意見は10%前後であるが、全額を市が負担すべきとする意見も40%前後であり、一部負担もやむを得ないとする意見は30%前後である。これらの意見を踏まえると、やはり基本は行政からの収入を前提と考えるべきであろう。

また、児童全員に配布する防犯ブザーを、希望する保護者個別に「防犯ブザー付位置情報端末」等の安全安心サービスを提供することも考えられるが、別途「ふるさとケータイ」事業に関連するテーマとして後述する。



【健康確認システム】

a 行政（健康福祉課）からの収入の見込み

<特定健診・保健指導に付帯するサービスとして行政サービスの向上や行政コスト削減の対価>

(イ) 那須烏山市健康福祉課での、歩数計による健康確認を中核とした特定保健指導等への対応による国民健康保険等からの行政のアウトカムに見合う対価としての負担金収入の可能性はある。ソフトウェア開発や運用支援面でどのような形でのサービス提供が、アウトカムに見合う対価を得ることになるかを、平成21年度調査研究の主要テーマと位置づけている。

※ 特定健診・保健指導の料金例

特定健診	5,250 円
保健指導 動機付け支援料金	5,250 円
積極的支援料金	21,000 円

<ひとり暮らし高齢者福祉サービスとして行政サービスの向上や行政コスト削減の対価>

(ロ) 市健康福祉課では、高齢福祉サービスとして独居高齢者等で心疾患等のある虚弱高齢者を対象に緊急通報装置の設置（「たてやまみまもり eye」の導入）を行っている。機器等のシステムや費用面では緊急通報機能付携帯電話での代用は可能であるが、運用面での24時間年中無休サービスのコールセンター利用（月額1,470円：「異常検知受付／対応」「健康相談」「緊急通報システム受付／対応」利用料金を含む）との比較において、同等以上のサービス提供がきずな運営センターにて可能かどうかを検証する必要がある。

b 住民・会員企業等からの収入の見込み

(イ) 本プロジェクトのコンセプト「3 世代の絆再生」の基本的な仕組みが「児童見守り活動が高齢者の健康増進とボランティア参加の一石二鳥」を目指していることから、ボランティア活動等に対する地域通貨的な仕組みとその運用による受益者（行政・地域商工業者等）からの費用負担を収入化できる可能性がある。

本件でのソフトウェア開発や運用支援面でどのようなサービス提供が対価を得る道になるかを検討することも狙いとして、ICカードリーダーを街角に置く「街角センサー」設置を平成 21 年度調査研究の主要テーマとすることを検討している。

(ロ) ふるさとケータイ事業として、高齢者を対象とする歩数計付携帯電話による健康確認・安否確認サービスを核としたMVNO事業展開の実現可能性を検討する。

(ハ) 広告収入獲得の可能性に関しても、高齢者を対象とする歩数計付携帯電話による健康確認・安否確認サービスを中心とした事業化の中で実現できるか検討を進める。

【防災防犯情報システム】

a 行政（総務課）からの収入の見込み

<防災防犯情報化支援サービスとして行政サービスの向上や行政コスト削減の対価>

本プロジェクトでは、防災ネットワークとして携帯電話活用も主要テーマに位置づけている。緊急時の防災防犯情報連絡と平常時の行政と市民との情報伝達の両面性を有効活用できるような運用支援サービスの提供が、きずな運営センターがアウトカムに見合う対価を得る鍵を握ることから、平成 21 年度調査研究の重点テーマと位置づけて検証する考えである。

b 住民・会員企業等からの収入の見込み

平成 21 年度事業企画として取組む「電光掲示板付自動飲料販売機」の設置管理に伴う関係企業等との連携による収入獲得が、地域貢献の面から実現可能か検討する。

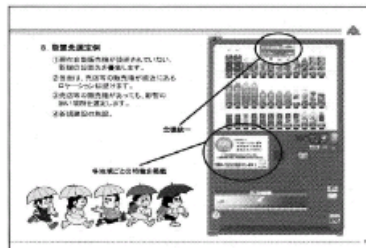
(参考事例)「平成 20 年度ひょうご防犯まちづくり協議会」報告書

(1) NPO法人との連携による新たな活動資金の調達

コカ・コーラウエストジャパン株式会社では、社会貢献活動の一環として、地域貢献型自動販売機の売上金の一部を地域に還元する制度を運用しています。

なお、この制度を地域の防犯活動支援に活用する際には、同社とNPOフレンズの協議により、NPOフレンズが地域団体から寄せられる自動販売機の設置要望に基づいて同社との交渉を行うほか、地域団体や土地所有者との覚書の締結手続といった中間支援機能を担うこととされました。

NPOフレンズが地域団体と同社の交渉の間に入ることで、申請手続を円滑に進めるしくみとなっているのです。



(2) きずな運営センターの自律的・継続的運営の検討に向けて

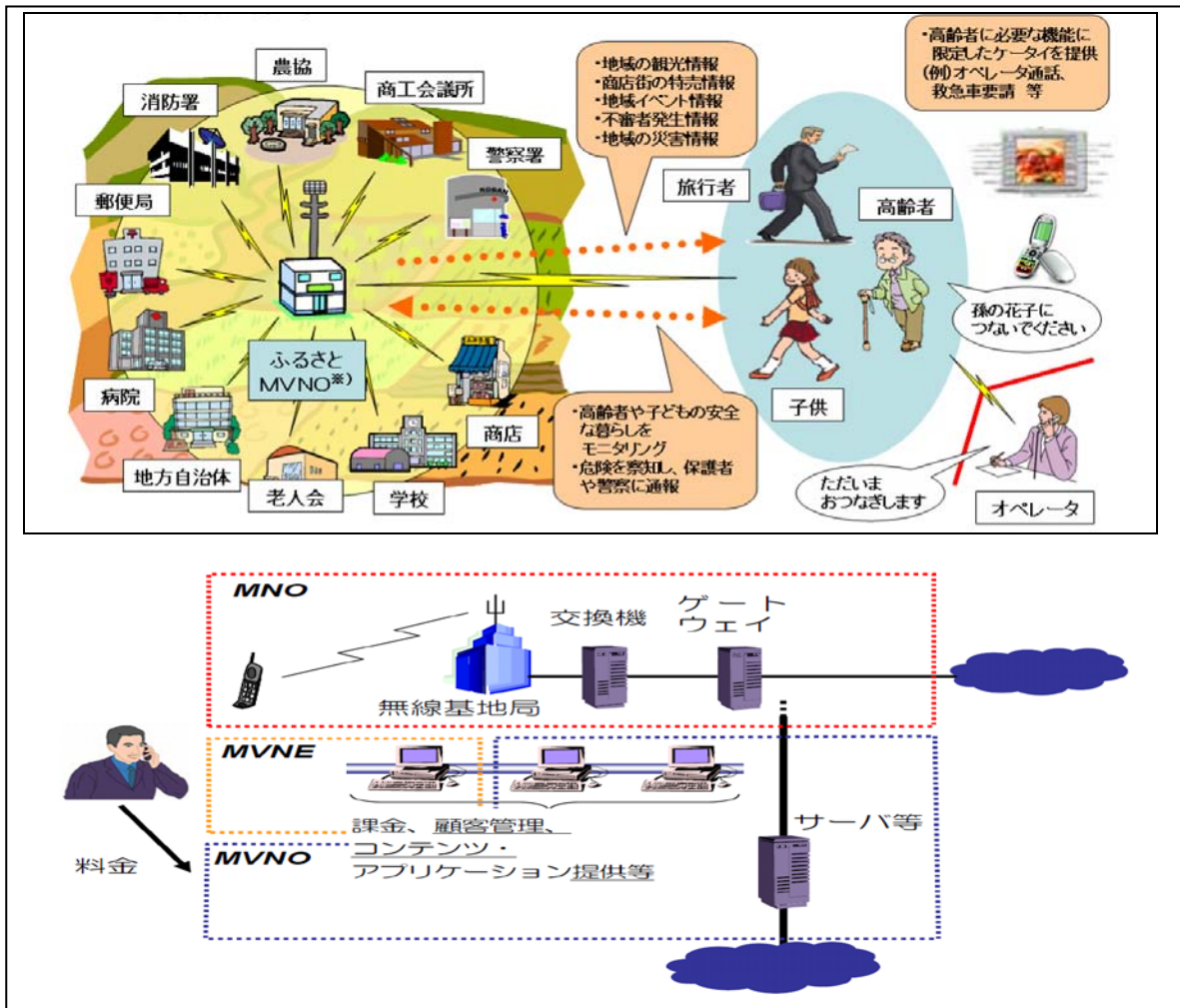
これまで列記したような収入基盤の確立に関する実現可能性を一覧表で整理すると下記のようにまとめられる。これらについて調査検証することが、今後の取組む課題となる。

	自治体	住 民	企業等	収入基盤確立への課題
児童見守りサービスでの付加価値	○	△	△	近隣自治体への普及促進
健康確認サービスでの付加価値	○	○	○	特定健康指導対応の可能性
高齢者見守りサービスでの付加価値	○	△	△	24時間受付が実現可能か
防災防犯情報支援サービスでの付加価値	△	△	○	自販機型事業が可能か

また、きずな運営センターの自律的・継続的運営に向けて、MVNO事業参入の可能性及び情報セキュリティへの対応、に関して明確にしておくことが重要となる。これらの検討内容を以下に示す。

①きずな運営センターでのMVNO事業の見込みについて

ふるさとケータイ事業の提供サービス及びMVNO・MNO・MVNEの関係のイメージが総務省から下図のように示されている。これらと「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（再改定案）」等を参考にして、現時点でのきずな運営センターでのMVNO事業の見込みを整理してみた。

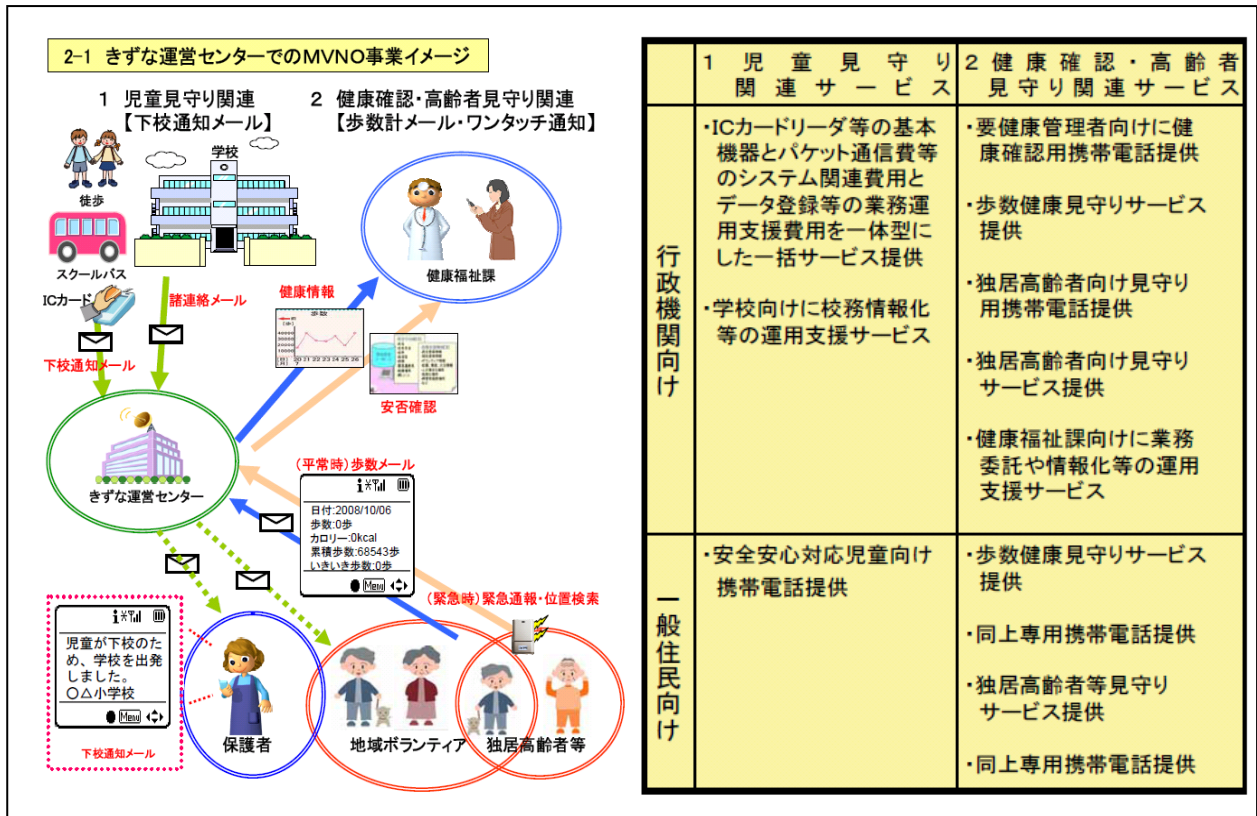


a 電気通信事業法に係る事項からみたポイント

- ・卸電気通信役務の提供の該当する事業可能性は幾つか考えられる。
(きずな運営センターでのMVNO事業イメージ参照)
- ・これらのサービスを広く一般住民向けMVNO事業とするか、行政機関向けMVNO事業とするかは利用者との契約面や課金管理・請求回収等の面で慎重な検討を要する。
(ガイドラインでの「事業計画策定上の課題」)

b 事業収入面からみたポイント

- ・音声サービスに価値付加は難しそう。(音声電話の中継交換サービスでの対価は無理)
- ・データサービスに関連する位置や歩数等の安全安心情報のモニタリングサービスに付加価値提供の可能性がありそう。
- ・情報の共有や提供サービスについては、運用支援サービスに付加価値がありそう。



これらの検討結果を踏まえて、事業の可能性検証（フィージビリティスタディ）を継続して行うが、MVNO事業の実施主体であり本モデル事業の自律的運営主体となるきずな運営センターの位置づけを明確にすることも、次年度の主要な検討課題となる。

②きずな運営センターの情報セキュリティポリシーについて

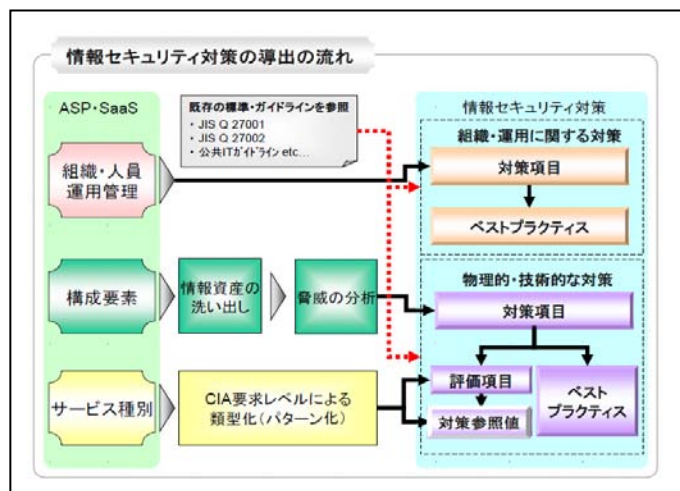
今年度に関係する行政機関における情報セキュリティポリシーは、「那須烏山市行政情報セキュリティポリシー」「那須烏山市学校情報セキュリティポリシー」が主なものであるが、保健福祉部門や消防・警察等においても各部門別情報セキュリティポリシーが存在する。これらの情報セキュリティポリシーは、市で策定されたポリシーが総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成18年9月版）」に準拠するように、それぞれ文部科学省や関係省庁の示すガイドラインに準拠している。そうした状況を踏まえて、きずな運営センターでの業務運営は、市情報セキュリティポリシーにおける外部委託業者の遵守事項に対応する形で進められている。

しかしながら、将来を見据えた場合に自律的運営事業主体としての独自の情報セキュリティポリシー策定が不可欠であることから、今年度の課題として検討を行い、次年度に策定するための準備を進めた。検討に際して最も参考にしたものが、自律的運営事業主体として想定する事業内容の面から、「地方公共団体ASP・SaaS活用推進会議第一次中間報告」並びに「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」等である。

情報セキュリティに関する既存の法令・基準・ガイドライン等

1. 情報セキュリティに関する分野				
JIS Q 27001 : 2006	MICTS (情報及び通信技術セキュリティの管理)	NIST (米商務省標準技術局)	プロバイダ責任制限法 (平成13年法律第137号)	不正アクセス禁止法 (平成11年法律第128号)
JIS Q 27002 : 2006	FISC (金融情報システムセンター)	電気通信事業法 (昭和59年法律第66号)	不正競争防止法 (平成5年法律第47号)	
2. 個人情報保護に関する分野		3. 内部統制に関する分野		
JIS Q 15001 : 2006	個人情報保護法 (平成15年法律第57号)	COBIT (IT Governance Institute)	SysTrust (米国公認会計士協会)	WebTrust (米国公認会計士協会)
電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン (平成16年8月31日総務省告示第695号)		SAS70 (米国公認会計士協会)	金融商品取引法 (昭和23年法律第25号)	財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準 (金融庁)
4. SLAに関する分野		5. ITサービスに関する分野		
電子自治体 基幹系SLA設定例 (ASPIC Japan)	公共ITにおけるアウトソーシングに関するガイドライン (総務省)	ISO/IEC 20000-1 : 2005	PD0005	PD0015
民間向けITシステムのSLAガイドライン(第3版) (日本情報技術産業協会 (JEITA))	情報システムに係る政府調達へのSLA導入ガイドライン(経済産業省)	ISO/IEC 20000-2 : 2005	ITIL	
6. 事業継続に関する分野			7. 信頼性に関する分野	
BS 25999 (英国規格協会)	事業継続ガイドライン(第1版) (内閣府防災担当)	事業継続計画策定ガイドライン (経済産業省)	情報通信ネットワーク安全・信頼性基準 (昭和62年郵政省告示第73号)	
中小企業BCP策定運用方針 (中小企業庁)	金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書 (FISC)			
凡例: 法令 (法律、告示、省令を含む)		ガイドライン		

次年度には「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」に準拠して、きずな運営センター独自の情報セキュリティポリシー策定を行う予定である。ガイドラインには「情報セキュリティ対策の導出の流れ」として右図のように示されている。また、サービス種別のパターン化を行って対策項目及び対策参照値を明らかにし、実施レベルの確認を行うことになっている。



現時点での本プロジェクトでのサービス種別によるパターン化を以下に示す。

		機密性	完全性	可用性	パターン	年度
児童見守り	下校メール配信	高	高	低	3	20
	一般連絡メール配信	高	高	中	2	21
	緊急連絡メール配信	高	高	高	1	21
健康確認	歩数（ボランティアポイント）	低	高	低	6	20
	歩数（健康確認）	低	高	中	5	20
	バイタル情報	高	高	高	1	21
高齢者見守り	歩数（安否）	低	高	高	4	20
	安否連絡	高	高	高	1	21
	安否情報共有	高	高	高	1	21
防災	行政情報連絡	低	高	低	6	21
	防災情報連絡・参集	低	高	高	4	20

3 今後の展開方針

次年度においても、これまでに記した「課題及び解決方策」「自律的・継続的運営の見込み」に関して、継続的に調査研究を進める考えである。

今後のモデル事業の取組み内容

- 児童見守りシステムを市内全域及び全児童に拡大する。
- 通学路に街角センサーを設置し、緊急時の伝達やボランティアポイント収集手段として検証を行う。
- 防犯ボランティア情報を共有するシステムを導入し、市内全域における安心安全の早期確保を実現する。
- 市が独自に取り組む高齢者見守りネットワーク事業等と連携した高齢者見守りシステムの構築に取り組む。
- 携帯電話の万歩計機能を活用した健康指導に加え、携帯電話と健康測定機器類との連携によるバイタル情報を自動収集・蓄積するプラットフォームと連携した保健指導支援システムを活用し、保健指導の効率性・実用性を検証する。
- データ放送を活用した情報配信システム構築とともに、CMSと連携したデータ放送配信や電光掲示板付自動販売機への情報掲示を実験し、防災対策の補完を検証する。
- きずな運営センターの継続的運営基盤をどのような形とするか、将来的には那須烏山市を拠点とした事業化を目指す。その方法（まちづくり株式会社、第三セクター、指定管理者制度による民間委託など）について検討を行う。

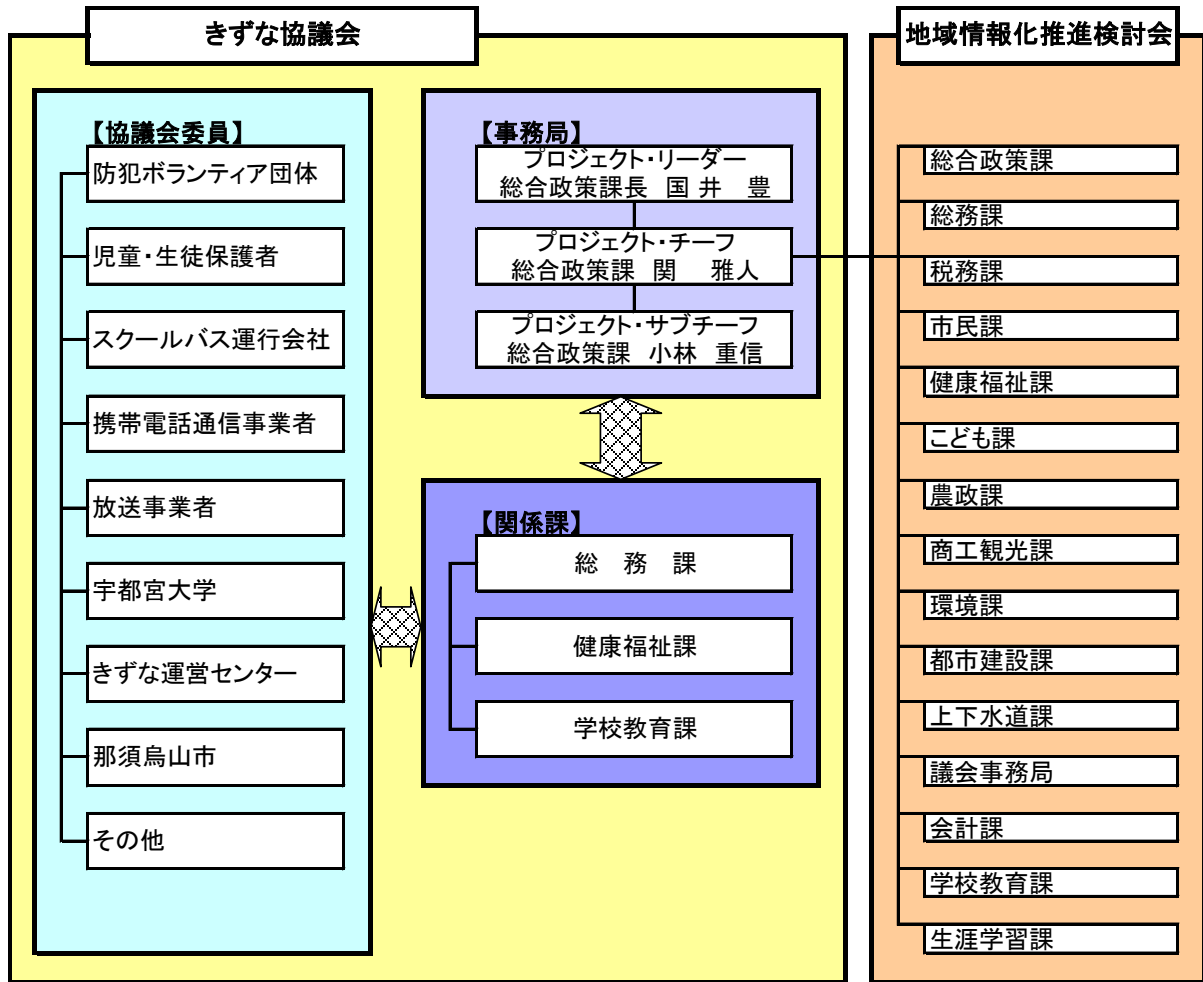
これらの検討を踏まえて、ふたつの展開を行う方針である。

一つは本市内部への展開である。市地域情報化計画にある「ICTを活用した電子自治体の構築(基本目標Ⅲ)」と「ICT高度利活用による地域活性化(基本目標Ⅰ・Ⅱ)」の取組みを通じて展開する。

もう一つは外部への展開である。きずな運営センターの本市における事業化基盤の位置づけを明確にすること、それを踏まえてきずなサービスを他自治体へ展開することで自律的継続的運営を実現する。

<実施体制説明書>

1 実施体制



【事務分掌等】

○きずな協議会

- (1) 次の情報通信システムの仕様決定に関すること。
 - ① 児童見守りシステム
 - ② 健康確認システム
 - ③ 緊急情報通知システム
 - ④ 安否確認システム
- (2) きずなプロジェクトの実施及び運営に関し、必要な事項の決定に関すること。
- (3) 中間報告書及び成果報告書の決定に関すること。
- (4) 上記の事項以外に、会長が特段に必要と認める事項の決定に関すること。

○事務局(総合政策課)

- (1) きずな協議会の庶務に関すること。
- (2) 関係課との連絡調整に関すること。

○関係課

- (1) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) きずな運営センターとの調整に関すること。
 - (総務課)
 - ・防犯ボランティア団体との調整
 - ・緊急災害情報の提供方法の検討
 - (健康福祉課)
 - ・健康指導方法の検討
 - (学校教育課)
 - ・スクールバス運行の調整
 - ・学校との調整

○地域情報化推進検討会

- (1) 情報化施策検討に際しての調査及び研究に関すること。
- (2) 情報化施策検討に際しての関係機関との調整に関すること。
- (3) 情報化施策を実現するためのシステム導入・検討に関すること。
- (4) きずな協議会への情報提供に関すること。
- (5) その他検討会において必要と認める事項に関すること。

2 各主体の役割

No	名 称	役 割
1	防犯ボランティア団体	児童見守り及び健康確認システムの利用モニター
2	児童・生徒保護者	児童見守り及び健康確認システムの利用モニター
3	スクールバス運行会社	GPS 位置情報の利用モニター
4	携帯電話通信事業者	携帯電話を活用したシステム構築運営に関する支援
5	放送事業者	データ放送による緊急情報提供に関する調査支援
6	宇都宮大学	調査に関する第三者審査機関
7	きずな運営センター	システム運営管理者及び住民向けヘルプデスク
8	那須烏山市	事業管理者及び行政サービス提供者
9	烏山小学校（その他）	児童見守りシステムの利用モニター
10	健康づくり支援団体（その他）	児童見守り及び健康確認システムの利用モニター

事業実施進行表

実施内容	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H21 1月	2月	3月
■ 協議会									
協議会の設立準備及び設立			→△						
協議会等の開催				△	△			△	△
■ きずな運営センター									
選定準備		→							
業者選定及び決定			→△						
アンケート調査の実施					△				△
センターの運営									→
■ 児童見守りシステム									
スクールバス運行状況調査	→	→							
児童登下校に関する状況調査	→	→							
システム構成の検討・決定			→						
システム機器の調達			→	→					
システム設計・仮構築			→	→					
携帯電話の調達			→	→					
スクールバス乗車証(Felicaカード)調達			→	→					
システム環境(サーバ・ネットワーク)構築				→	→				
システム仕様書決定(第2回協議会)					△				
システム本格構築					→				
小学校児童保護者説明会					△				
児童・教員システム操作説明会					△				
システム本格稼働									→
■ 健康確認システム									
万歩計機能の利活用									
歩数データ収集・提供方法の検討			→	→					
歩数データ活用方法の検討			→	→	→				
歩数データに基づく温泉招待の手法検討			→	→	→				
システム設計・構築			→	→	→				
プロジェクト参加者の募集			→	→	→				
プロジェクト参加温泉施設の選定・調整			→	→	→				
携帯電話操作説明会・ウィーキング指導					△△				
システム稼働					→				→
ひとり暮らし高齢者対策									
ひとり暮らし高齢者の現状把握			→	→					
安否確認手法の検討			→	→	→				
プロジェクト参加者の選定			→	→	→				
緊急時における受入れ態勢の検討			→	→	→				
携帯電話の貸与・運用開始						→			→
■ 緊急情報通知システム									
防災施策の現状と課題の整理			→						
児童見守り・健康確認システムとの連携検討			→						
システム運用方法決定(第2回協議会)					△				
システム申し込み					→				
緊急情報配信体制の検討					→	→			
システム試験検証								△	
システム稼働								→	→
■ その他									
総務省との委託契約締結			△						
中間報告書の作成						→			
成果報告書の作成								→	→

その他

[1] 那須烏山市ホームページ <http://city.nasukarasuyama.lg.jp>

[2] 那須烏山市教育委員会ホームページ <http://www.nasukarasuyama.ed.jp/kyoiku/>

平成20年度地域ICT利活用モデル構築事業 システム設計書

実施団体名：栃木県那須烏山市

代表団体名：

事業名称：3世代の絆再生による暮らし安心ネットワーク構築プロジェクト

1 概要

【児童見守りシステム】

バス通学児童にICカード型バス乗車証を配布し、登下校時の乗車および降車の際にスクールバスに設置したICカードリーダーに乗車証をかざすことで、児童ごとのバス乗降車タイミングを把握し、メール通知するシステムを構築する。また、スクールバスがバス停に接近したことをメール通知するシステムを、ASPを利用し構築する。

【健康確認システム】

児童見守りに参加する高齢者防犯ボランティア及び一人暮らし高齢者に、万歩計機能・GPS測位機能・緊急通報機能を搭載する携帯電話を貸与し、1日ごとの歩数をカウントしメールでセンターに通知するシステムを構築する。歩数と位置情報による健康指導と緊急時の安否確認体制を構築することにより、高齢者の健康増進と自立した生活を支援する。

【緊急情報通知システム】

災害発生時に、特定地域（市内）の不特定多数の携帯電話（訪問者、観光者等も含め）に対して短時間で災害情報を配信することで、防災行政無線などの既存の情報伝達手段を効果的に補完する。また、特定の携帯電話（事前登録者）に対し、安否等の状況を確認するため回答可能なメールを配信する。回答がない利用者等の位置情報を携帯電話サービスにて取得し、救助活動等に活用する。

2 運用結果

運用開始以降、全ての機能に関し大きなトラブルなく安定稼働している。この結果、歩数情報に基づく健康指導や安否対策、GPS機能を活用した防災・防犯対策の有効性が確認された。また、ICカードを活用したメール配信機能が福祉をはじめとする多くの分野で汎用性があることが確認できた。

3 課題・改修の必要性

徒歩児童への利用拡大に伴い、メール配信パターンの追加が必要となる。登下校通知メールの受信選択機能について利用者側より要望があった。見守りボランティア間の相互認識、情報連絡体制を強化し、より効率的に児童見守りを実施するための情報共有システムの構築が求められている。

4 その他

学校教育LANとの接続・連携による校務情報化の促進や、スクールバス運行業務の効率化を図ることにより、学校における負担軽減を視野に入れた将来的な機能拡張余地として検討する。